

官報

号外

令和四年五月二十七日

○第二百八回 衆議院会議録 第三十号

令和四年五月二十七日(金曜日)

議事日程 第二十五号

令和四年五月二十七日

午後四時三十分開議

第一 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案(内閣委員長提出)

○本日の会議に付した案件

令和四年度一般会計補正予算(第1号)

令和四年度特別会計補正予算(特第1号)

日程第一 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案(内閣委員長提出)

午後四時三十二分開議

○議長(細田博之君) これより会議を開きます。

○山田賢司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

令和四年度一般会計補正予算(第1号)、令和四年度特別会計補正予算(特第1号)、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(細田博之君) 山田賢司君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

令和四年度一般会計補正予算(第1号)

令和四年度特別会計補正予算(特第1号)

○議長(細田博之君) 令和四年度一般会計補正予算(第1号)、令和四年度特別会計補正予算(特第1号)、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員長根本匠君。

令和四年度一般会計補正予算(第1号)及び同報

告書

令和四年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔根本匠君登壇〕

○根本匠君 ただいま議題となりました令和四年度一般会計補正予算(第1号)外一案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、補正予算二案の概要について申し上げます。

一般会計補正予算については、歳出において、四月二十六日に決定されたコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を踏まえ、原油価格高騰対策並びに今後への備えとして、一般予備費、及び、新型コロナウイルス感染症対策予備費を改組し使途を拡大した、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の確保に必要な経費の追加等を行う一方、歳入において、公債金の増額を行うこととしております。

これらの結果、令和四年度一般会計予算の総額は、歳入歳出共に当初予算から二兆七千九億円増加し、百十兆二千九百七十三億円となります。

特別会計予算については、国債整理基金特別会計において、所要の補正を行うこととしております。

この補正予算二案は、去る五月二十五日本委員会に付託され、同日鈴木財務大臣から趣旨の説明を聴取し、昨日から質疑に入り、本日、質疑を終局いたしましたところ、れいわ新選組から、令和四年度補正予算二案につき撤回のうえ編成替えを求める動議が提出され、趣旨の説明がありまし

た。

次いで、補正予算二案及び動議について討論、採決を行いました結果、動議は否決され、令和四年度補正予算二案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。道下大樹君。

〔道下大樹君登壇〕

○道下大樹君 立憲民主党・無所属の道下大樹です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました令和四年度補正予算について、反対の立場から討論いたします。(拍手)

冒頭、細田博之議長をめぐると問題について一言申し上げます。

議長には、公正性と中立性が求められることは言うまでもありません。しかしながら、十増十減に否定的な発言を繰り返す細田議長の言動は、明らかに中立性を欠いていると言わざるを得ません。十増十減は既に国会で議論の上定められた法律に基づくものであり、立法府の長がこれを批判するなどあり得ません。自民党の伊吹文明元衆議

院議長は、議長が議会の決めた法案を公然と批判したら国会の権威は丸潰れだと厳しく批判されています。細田議長には、基本的な姿勢を根底から改めていただく必要があります。

また、一部週刊誌では、細田議長のセクハラ疑惑も報じられています。国会法第十九条では、議長について、「議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院の事務を監督し、議院を代表する。」と定められています。細田議長にセクハラ疑惑が持た

国土交通省については、もう一つ深刻な問題があります。建設工事受注動態統計の不正問題です。

有識者会議の調査結果では、今回の統計不正により、二〇二〇年度の統計が約三・六兆円過大になつていたことが明らかになりました。また、二〇一九年度以前については、毎年約五・八兆円過

国土交通省については、もう一つ深刻な問題があります。建設工事受注動態統計の不正問題です。

有識者会議の調査結果では、今回の統計不正により、二〇二〇年度の統計が約三・六兆円過大になっていたことが明らかになりました。また、二一九年度以前については、毎年約五・八兆円過大になっていた可能性があるとも指摘されています。GDPへの影響は軽微であるとのことですが、

国土交通省については、もう一つ深刻な問題があります。建設工事受注動態統計の不正問題です。

有識者会議の調査結果では、今回の統計不正により、二〇二〇年度の統計が約三・六兆円過大になつていたことが明らかにしました。また、二〇一九年度以前については、毎年約五・八兆円過大になつていた可能性があるとも指摘されています。GDPへの影響は軽微であるとのことですが、基幹統計でこれだけの誤差が生じるということが、自体、統計への信頼を揺るがす大問題であります。

国土交通省については、もう一つ深刻な問題があります。建設工事受注動態統計の不正問題です。

有識者会議の調査結果では、今回の統計不正により、二〇二〇年度の統計が約三・六兆円過大になつていたことが明らかになりました。また、二〇一九年度以前については、毎年約五・八兆円過大になつていた可能性があるとも指摘されています。GDPへの影響は軽微であるとのことですが、基幹統計でこれだけの誤差が生じるということが、自体、統計への信頼を揺るがす大問題であります。

知床観光船沈没事故に加えてこの統計不正問題と、この間、国土交通省の不祥事が目立ちます。齊藤大臣の監督責任は極めて重いと言わざるを得ません。改めて猛省を求めます。

国土交通省については、もう一つ深刻な問題があります。建設工事受注動態統計の不正問題です。

有識者会議の調査結果では、今回の統計不正により、二〇二〇年度の統計が約三・六兆円過大になつていたことが明らかになりました。また、二〇一九年度以前については、毎年約五・八兆円過大になつていた可能性があるとも指摘されています。GDPへの影響は軽微であるということです。基幹統計でこれだけの誤差が生じるということが、自体、統計への信頼を揺るがす大問題であります。

知床観光船沈没事故に加えてこの統計不正問題と、この間、国土交通省の不祥事が目立ちます。斉藤大臣の監督責任は極めて重いと言わざるを得ません。改めて猛省を求めます。

岸田総理が掲げる子供、子育て関連予算倍増について、我が党の泉健太代表や同僚議員が昨日の予算委員会で、現在の予算額は幾らで、それをいつまでにどのようなスケジュール感で倍増するのか、具体的な説明を求めましたが、岸田総理からは、予算の充実につなげていきたいという具体性のない答弁でした。

国土交通省については、もう一つ深刻な問題があります。建設工事受注動態統計の不正問題です。

有識者会議の調査結果では、今回の統計不正により、二〇二〇年度の統計が約三・六兆円過大になつていたことが明らかになりました。また、二〇一九年度以前については、毎年約五・八兆円過大になつていた可能性があるとも指摘されています。GDPへの影響は軽微であるとのことですが、基幹統計でこれだけの誤差が生じるということが、自体、統計への信頼を揺るがす大問題であります。

知床観光船沈没事故に加えてこの統計不正問題と、この間、国土交通省の不祥事が目立ちます。斉藤大臣の監督責任は極めて重いと言わざるを得ません。改めて猛省を求めます。

岸田総理が掲げる子供、子育て関連予算倍増について、我が党の泉健太代表や同僚議員が昨日の予算委員会で、現在の予算額は幾らで、それをいつまでにどのようなスケジュール感で倍増するのか、具体的な説明を求めましたが、岸田総理からは、予算の充実につなげていきたいという具体性のない答弁でした。

子供、子育て経費の負担軽減に期待していた多くの国民、特に子育て世帯は、期待外れだ、失望したと感じているのではないのでしょうか。非常に残念であります。

一方、岸田総理は、アメリカのバイデン大統領との会談で、日本の防衛力を抜本的に強化し、そ

国土交通省については、もう一つ深刻な問題があります。建設工事受注動態統計の不正問題です。

有識者会議の調査結果では、今回の統計不正により、二〇二〇年度の統計が約三・六兆円過大になつていたことが明らかになりました。また、二〇一九年度以前については、毎年約五・八兆円過大になつていた可能性があるとも指摘されています。GDPへの影響は軽微であるということです。が、基幹統計でこれだけの誤差が生じるということが、と自体、統計への信頼を揺るがす大問題であります。

知床観光船沈没事故に加えてこの統計不正問題と、この間、国土交通省の不祥事が目立ちます。斉藤大臣の監督責任は極めて重いと言わざるを得ません。改めて猛省を求めます。

岸田総理が掲げる子供、子育て関連予算倍増について、我が党の泉健太代表や同僚議員が昨日の予算委員会、現在の予算額は幾らで、それをいつまでにどのようなスケジュール感で倍増するののか、具体的な説明を求めましたが、岸田総理からは、予算の充実につなげていきたいという具体性のない答弁でした。

子供、子育て経費の負担軽減に期待していた多くの国民、特に子育て世帯は、期待外れだ、失望したと感じているのではないのでしょうか。非常に残念であります。

一方、岸田総理は、アメリカのバイデン大統領との会談で、日本の防衛力を抜本的に強化し、その裏づけとなる防衛費の相当な増額を確保する決意を表明されました。

安倍元総理は、これを受けて、六兆円台後半という意味ではないかと発言し、自民党は、さきの

金利差が拡大しているという事情があります。それにもかかわらず、安倍元総理が政府の子会社と認識している日銀は、異次元の金融緩和に固執

し、金融政策の見直しに着手しようとしません。

日本銀行法第二条は、「日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもつて、その理念とする。」と定めています。

日銀による異次元の金融緩和に固執し、悪い物価

高で国民生活が苦しくなつていくのを放置することが、果たして国民経済の健全な発展に資するのでしょうか。甚だ疑問であります。政府及び日銀には、国民生活の視點に立つた政策の展開を強く求めます。

このとおり、予算の提出者たる政府の基本姿勢

には、枚挙にいとまがないほど多くの問題がありますが、予算の内容もまた到底賛同できるものではありません。

今回の政府の補正予算約二・七兆円は、一言で言えば、遅い、小さい、中身がないということに尽きます。

立憲民主党は、四月八日の時点で、二十一兆円規模の経済対策を取りまとめて、補正予算の編成を求めています。一方で、政府が補正予算を編成して国会に提出したのはつい数日前、しかも、中身は、既に支出した予備費の埋め戻しに充てる分を除けば、僅か一・二兆円の原油価格高騰対策

のみです。年金生活者支援のための予算が含まれていないこと一つとっても、この予算で物価高騰とコロナ禍で苦しむ国民生活を支えられるわけがありません。

また、当初予算に計上した予備費について、予算成立後僅か一か月で支出し、しかもそれを補正

予算で埋め戻すというのは、財政民主主義を軽視し、国権の最高機関である国会を愚弄する極めて異常な対応であると言わざるを得ません。自民党の福田達夫総務会長も記者会見で、予算をつくる我々国会の立場としては余り頻発すべきことではないと発言されるなど、与党内からも苦言が出されています。

憲法第八十七条は、予備費について、「予見し難い予算の不足に充てるため」に設けるものと定めています。裏を返せば、今回の常軌を逸した対応は、政府の予見能力の低さを自ら証明しているということにほかなりません。

結局、今回の補正予算は、選挙前に予算委員会を開きたくなかった自民党と、選挙目当てで大規模な補正予算を編成したかった公明党の妥協の産物にすぎず、そこに、物価高騰とコロナ禍にあえぐ国民生活を守り抜くという視点は存在しなかったのです。このような国民不在の補正予算には到底賛成できません。

立憲民主党は、物価高と戦う、教育の無償化、着実な安全保障という生活安全保障三本柱を掲げ、引き続き、物価高騰とコロナ禍から国民の暮らしを守り抜くため、必要かつ十分な規模と内容を伴った補正予算の編成を強く求めることをお誓い申し上げます、私の反対討論を終わります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)
議長(細田博之) 島尻安伊子君。

(島尻安伊子君登壇)

○島尻安伊子君 自由民主党、島尻安伊子です。私は、自由民主党、公明党を代表し、ただいま議題となっております令和四年度一般会計補正予算及び令和四年度特別会計補正予算、以上二案に對しまして、賛成の立場から討論を行います。

(拍手)

ロシアによるウクライナ侵略により、世界情勢は一変しました。この決して許されない侵略行為によって命を失った方々に対し心より哀悼の意を表しますとともに、今こそ、平和国家である我が国が世界の連帯を導き、力による一方的な現状変更を止めていかなければならない、この決意を新たにするものであります。

ウクライナ侵略の影響は、世界経済へも暗い影響を及ぼしております。石油や天然ガスの供給不安が高まったことから、エネルギー価格は急激に上昇し、様々な要因も絡んで、極めて不安定な状況となっております。

また、小麦の世界的な輸出国であったウクライナが侵略されたことで、穀物市場も不安定化し、世界規模の食料危機が警戒されているほか、海産物価格も上昇するなど、その負の影響は大規模かつ多岐にわたっております。

エネルギーは経済成長、産業振興の要、そして、食料は人類が生きていく上でなくてはならないものであります。それらの価格が上昇し不安定化するとは、我が国の産業や国民生活にとって非常に大きな影響を及ぼし、ウクライナ情勢に伴い、その影響も懸念されます。

今般のウクライナ情勢等による原油価格、物価高騰等は、新型コロナウィルスからようやく抜け出そう、回復しようとする経済社会の動きを阻害しかねない、大変深刻な問題であります。

こういった状況を受け、四月二十六日、政府は、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を策定いたしました。

この総合緊急対策には、原油価格高騰がコロナ禍からの経済回復の重荷となる事態を防ぐための

原油価格高騰対策のほか、エネルギー、原材料、食料等の安定供給対策や、新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策、そして生活困窮者支援など、現在の状況にしっかりと効果を発揮することができると期待が盛り込まれ、既に実施に移されているところであります。

今般、国会において精力的に審議されました本補正予算は、この総合緊急対策を受け、今後への備えとして編成されたものであります。

以下、本補正予算に賛成する主な理由を申し上げます。

第一に、本補正予算に盛り込まれている燃料油

価格の激変緩和事業は、燃料油価格の上昇が移動コストや輸送コストの増を通じて国民全体に与える影響を抑制する重要な施策です。この臨時異例の措置を九月末まで継続し、国民の生活を守る予算となっております。

第二に、本補正予算では、総合緊急対策で使用した金額相当の一般予備費を積み増して五千億円の水準とするともに、コロナ予備費を新型コロナウィルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費として使途拡大した上で、五兆円の水準を確保しております。

予備費は法令等の規定に従って、適切に使用されなければなりません。今後の災害、新型コロナウィルス感染症再拡大や、原油価格、物価の更なる高騰等による予期せぬ財政需要に迅速に対応するため、今こそ必要な措置であると言えます。

以上、本予算に賛成する理由を申し上げます。議員の皆様は御賛同を賜りますことを強くお願い申し上げます。(拍手)
議長(細田博之) 阿部司君。

(阿部司君登壇)

○阿部司君 日本維新の会、阿部司です。会派を代表して、令和四年度一般会計補正予算案及び同特別会計補正予算案に反対の立場から討論をいたします。(拍手)

今回提案された補正予算案は、特例公債を財源として、総額二兆七千九億円の予備費を積み立てるものです。このうち、一兆五千二百億円を四月に支出した予備費の補填に、さらに、一兆一千七百億円余りを原油価格高騰対策に充てるというものです。以下の点から、賛成することはできません。

まず第一に、財政の例外措置である予備費を安直に巨額な規模で確保することは、財政民主主義の観点から不適切であり、財政ガバナンスを損なうものであります。

そして第二に、既に総合緊急対策として使用した分を埋め戻す対応は異例なものであると同時に、五兆五千億円もの予備費を確保する根拠が不明確です。

第三に、これまで実施した総合緊急対策の政策効果が不透明で、検証もなされておられません。

そして第四に、燃料価格激変緩和措置は、小手先の対応であり、不十分と言わざるを得ません。ガソリン補助は、市場の価格決定機能をゆがめ、脱炭素の流れに逆行するものであり、本来的には、脱炭素の視点も含め、石油に対する課税の在り方を抜本的に見直すべきです。

更につけ加えれば、総合緊急対策として実施した低所得世帯向けの五万円給付などは、参議院選挙を前にした選挙対策そのものであり、貴重な税金が政策効果も不明確なまま与党の選挙対策としてばらまかれることを立法院の一員として看過す

ることではできません。物価高による生活不安に対応するところであれば、消費税の軽減税率の段階的引下げなど、国民に広く公平に支援が行き届く施策を断行すべきではないでしょうか。

さて、我が国もコロナとの戦いが三年目を迎えるとともに、ロシアのウクライナ侵略は世界の安全保障環境を一変させました。そして、今、インフレが進行し、景気減速化のふちにある世界は、スタグフレーションが懸念される事態となっております。

時代の転換点ともいえるべき中で、ロシア、中国、北朝鮮といった権威主義的国家に囲まれた日本がいかにして国民の生命と財産を守っていくのか。世界経済のブロック化が進展する中で、いかにして持続的な経済成長を実現していくのか。今以上に政治の力が問われているときはありません。

これまでとは一変した安全保障環境の下で重要なのは、憲法論議を各党が真つ正面から闊達に行うことを通じて時代に応じた改正を進め、新たな国際環境に対応できる安全保障体制を構築していくことでもあります。

私たち日本維新の会は、過日、平和主義、戦争放棄を堅持した上で、自衛隊を憲法上にしっかりと位置づける考えを公表いたしました。日米同盟の下、GDP比一％枠に固執することなく、合理的、科学的根拠に基づいた防衛力強化を速やかに進めていくことは、現下の状況に照らせば喫緊の課題です。

また、新冷戦とも言われるような状況下で持続的な経済成長を達成するためには、障壁となる規制を撤廃し、時代にふさわしい社会像を目指した根本的な構造改革を断行する必要があります。し

かしながら、岸田総理が掲げる新しい資本主義は、いまだに中身が見えないばかりか、迷走しております。所得倍増と言っていたかと思えば、いつの間にか、資産倍増。市場は、岸田政権の政策の方向性がぶれているために、疑心暗鬼となつていのではないのでしょうか。

超少子高齢化を始めた様々な構造的問題を抱えている今の日本は、若者が将来に希望を持っていない、オワコン国家などと言われております。賃金が上がらず、社会保険料の負担率が増加し、所得が減り続ける我が国の若年世代は苦しんでいます。あしたもよくなる、そう思える、安心して子供を産み育てることができるような社会を実現するためには、可処分所得を大幅に増やし、新たな経済成長モデルを実現するための改革が必要です。

私たち日本維新の会は、税制改革、給付つき税額控除又はベーシックインカムを基軸とした再分配の最適化、統合化、労働市場改革を始めとする大胆な規制改革を一体的に進めていくべきだと提案してまいりました。古くなった社会システムの微修正、問題の先送りではなく、今こそ、将来を見据えた具体的な構想を持つて改革を実行していくことが政治に求められているのではないのでしょうか。

安全保障体制の再構築や抜本的な構造改革を力強く実行するには、政治に対する国民の信頼が不可欠です。しかし、現実には、国民の永田町に対する視線は大変厳しいものがあります。例えば、一日でも在職すれば月額百万円が国会議員に支払われる文書通信交通滞在費問題。庶民感覚からかけ離れた制度の実態に、多くの国民があきれ、政治に対する不信感を増幅させました。

国民の信なくして政治を進めることはできません。日本維新の会の問題提起をきっかけに、文通費の日割り支給は実現しましたが、使途の公開、残額の国庫返納はいまだ実現できておりません。立憲民主党や与党が合意すればすぐにでも実現できることをいつまでも放置しておくことは、政治への不信をいっさらに増幅させることになりかねません。何十年も変わってこれなかったこの国を変えるためには、まず、政治の在り方から、我々国会議員から変わる必要があるのだと声を大にして申し上げたいと思います。

私たち日本維新の会は、世界が激しく動く今こそ、自らの襟を正して国民の政治への信頼を取り戻し、大胆な改革によつて国民の安全確保と日本の平和と繁栄を実現するために全力を尽くしていくことをお誓い申し上げ、本補正予算案に反対の討論といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)
○議長(細田博之) 浅野哲君。

(浅野哲君登壇)

○浅野哲君 国民民主党の浅野哲です。私は、国民民主党・無所属クラブを代表し、令和四年度補正予算案に対し、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

本年二月二十二日の衆議院本会議において、我会派は、主要野党として、一九七八年以来、実に四十四年ぶりに本予算に賛成いたしました。その動機は、コロナ禍という有事が長期化する中で、国内の賃上げ機運を何としても守り抜くという強い決意、そして、緊迫化する国際情勢の中で、原油高騰対策を早期に実現しなければ国民生活に甚大な影響が及ぶとの危機感であり、そのために、最重要目標であったトリガー条項の発動

に向けてあらゆる手段を尽くすという不退転の決意からでありました。

その後、三月十六日の国民民主党、自由民主党、公明党の幹事長合意に基づき、与野党合同の検討チームを発足し、ガソリン高騰対策について協議を重ねてまいりました。

現時点では、我々が求めてきたトリガー条項の発動はいまだ合意されておりませんが、これまでの協議の過程では、幾つかの合意を得ることができました。

例えば、元売への補助について、当初、一リットル当たり上限五円だったものを、二十五円、三十五円へと拡充し、さらにはレギュラーガソリンの目標価格を百七十二円から百六十八円に引き下げるによつて、ガソリン高騰対策を前進させました。その効果により、直近のレギュラーガソリンの全国平均価格は、六週連続値下がりして、百六十八円八十銭となっております。さらには、支援対象油種に航空機燃料やタクシー用LPガスを追加したことで、経営難に直面し支援を求めていた当事業者の声に報いることもできました。

ただし、目下の電気代やガス代、ガソリン代は昨年より二割以上上昇し、目安となる原油価格は今後も上昇する予想が出されており、トリガー条項の発動に向けた具体的な検討などを着実に進めていく必要があります。

また、他の野党からも同様の声が上がっているように、今回の補正予算案は現状の需給ギャップを埋めるには不十分で、極めて限定的な予算規模となつていことは間違いありません。

そのため、我が党も、追加の経済対策として、本日の予算委員会の中で玉木代表が提案した国民一人十萬円のインフレ手当を始め、子育て、教育

支援策に係る所得制限の撤廃、事業者の設備投資を強力に後押しするハイパー償却税制などの実現を引き続き求めてまいります。

一方で、今回の補正予算案には、国民民主党が、目の前の国民生活を守るため、不退転の決意の下、与党と交渉し、確保された予算として、一兆一千七百三十九億円が計上されていることもまた事実であります。言い換えれば、この予算は、所属議員二十三人の野党第三党が、国民生活を守るために、巨大与党に体当たりで臨み、まさに対決より解決の姿勢でつかみ取った成果とも言えます。

日々の暮らしの中で瞬く間に物価が上昇していく状況の中、国民生活を守り抜くことは常に最優先事項です。ならば、この際、我々は信念を持って堂々と賛成することが、国民民主党を支持していただいている皆様を始め広く国民の皆様から見て一本筋の通った行動であろうと確信をしております。

この国を進めるのは政権与党だけではありません。政策本位の堅実な野党がいてこそ、より深く未来を見詰めた議論ができると考えます。だからこそ、国民の皆様には、具体的な政策提案と現実的な政治交渉によって議論を前進させることのできる野党、国民民主党を更に大きな政党へと育てていただくことをお願い申し上げ、私の討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(細田博之君) 宮本徹君。

(宮本徹君登壇)

○宮本徹君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の補正予算案に反対の討論を行います。

(拍手)

令和四年五月二十七日 衆議院会議録第三十号

反対する第一の理由は、物価対策の補正予算であるにもかかわらず、ガソリン、燃油対策を除けば、物価高騰に苦しむ国民や中小零細事業主等への支援がないに等しく、これでは国民の暮らしを守れないからであります。

物価高騰は電気、ガス、食品、生活必需品など全般に及び、これからも値上げラッシュは続きます。所得が少ない人ほど打撃を受け、中小企業、小規模事業者への影響も深刻であります。今、政治がやるべき仕事は、物価の引下げ、そして物価に負けないよう収入を増やすことではありませんか。

物価引下げの最も効果的な対策は、消費税の緊急減税です。政府に決断を求めます。また、賃上げに政治が責任を果たすべきです。中小企業支援とセツトで、最低賃金を千五百円目指して抜本的に引き上げ、正規も非正規も賃金の底上げを図るべきであります。

物価高騰が続く中、年金の削減や七十五歳以上の医療費の窓口負担の二倍化のような血も涙もない政策は直ちに中止することを強く求めます。年金カット法など年金減額の仕組みを改め、年金の底上げこそ図るべきであります。

反対する第二の理由は、本補正予算案での予備費の積み増しは、国民の税金の使い方は国民の代表が国会で議論して議決するという財政民主主義を踏みにじるものだからであります。

財政法は、予備費について、予見し難い予算の不足に充てるとしており、閣議決定も、災害に起因する必要な諸経費や比較的軽微と認められる経費等へ支出するとしています。

安倍、菅、岸田政権の下で、新型コロナ対策の名目で巨額の予備費計上が常態化しています。本

補正予算案では、二二年度の執行中の新型コロナ対策の特定予備費の看板を書き換えて、新たに物価高対策へ拡大しています。予見し難い予算の不足とは到底言えないではありませんか。

時の政府が、財政法の趣旨を無視して巨額の予備費を積み、国会での議論を経ることなく、政権の財布のように利用することは、財政民主主義を踏みにじるものであり、断じて認めるわけにはありません。

岸田総理は、日米首脳会談で、防衛費の相当な増額を確保すると表明しました。自民党は、昨年の総選挙で、GDP比二%以上も念頭に防衛関係費の増額を目指すに掲げ、既に、五年以内に必要予算水準の確保を目指すと言明しております。

GDP比二%といえ、今の防衛省予算のほぼ倍増、十一兆円にもなります。ロシアを超えて、世界三位の軍事費大国になります。どこからそんな財源が出てくるのでしょうか。財務省は、他経費を削減して国防費に一層重点配分するか、国民負担を増加させるかという議論に直結、こう指摘をしております。大軍拡は、消費税増税か、社会保障や福祉、教育の削減への道であり、断じて許すわけにはまいりません。

岸田総理は、反撃能力を含め、あらゆる選択肢を検討するとバイデン大統領に説明したといいますが、

政府が、反撃能力すなわち敵基地攻撃能力の保有について、集団的自衛権の行使として他国の空爆まで言及していることは極めて重大であります。日本が攻撃されていないのに、アメリカが戦争を始めれば、アメリカと一緒に反撃し、

他国への空爆まで行うのは、憲法違反そのものであります。こうした能力の保有は、安全保障のジレンマを呼び起こし、

際限のない軍拡競争につながる亡国の道と言わなければなりません。

日本とアジアの平和のためには、東アジアに友好協力条約の枠組みをつくっていくなど、憲法九条に基づく平和外交こそ必要です。

以上、指摘し、反対討論を終わります。(拍手)
○議長(細田博之君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(細田博之君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

日程第一 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案(内閣委員長提出)

○議長(細田博之君) 日程第一、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために

令和四年度一般会計補正予算(第一号)外一案 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案

令和四年五月二十七日 衆議院会議録第三十号

性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。内閣委員長上野賢一郎君。

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔上野賢一郎君登壇〕

○上野賢一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、性行為映像制作物の出演者に重大な被害が生じていることに鑑み、被害の防止を図るとともに、被害者を救済するための措置を講ずるものであります。

本案は、去る二十五日の内閣委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、性行為映像制作物への出演に係る被害の防止及び出演者の救済に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案 議長(細田博之君)の報告

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(細田博之君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時十四分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	岸田 文雄君
総務大臣	金子 恭之君
法務大臣	古川 槇久君
外務大臣	林 芳正君
財務大臣	鈴木 俊一君
文部科学大臣	末松 信介君
厚生労働大臣	後藤 茂之君
農林水産大臣	金子原二郎君
経済産業大臣	萩生田光一君
国土交通大臣	齊藤 鉄夫君
環境大臣	山口 壯君
防衛大臣	岸 信夫君
国務大臣	小林 鷹之君
国務大臣	二之湯 智君
国務大臣	西銘恒三郎君
国務大臣	野田 聖子君
国務大臣	牧島かれん君
国務大臣	松野 博一君
国務大臣	山際大志郎君
国務大臣	若宮 健嗣君

○議長の報告

〔通知書受領〕

一、去る二十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法等の一部を改正する法律

〔判決正本受領〕

一、昨二十六日、最高裁判所長官大谷直人君から、最高裁判所裁判事務処理規則第十四条後段により、去る二十五日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同日確定した在外日本人国民審査権確認等、国家賠償請求上告、同附帯上告事件(令和二年(行ツ)第二五五号、同年(行ヒ)第二九〇号、第二九一号、第二九二号)についての判決正本を受領した。

〔常任委員辞任及び補欠選任〕

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

伊東 良孝君

石原 宏高君

金子 俊平君

山田 賢司君

和田 義明君

中谷 一馬君

浅川 義治君

塩川 鉄也君

補欠

国定 勇人君

上川 陽子君

宮崎 政久君

小森 卓郎君

山下 貴司君

山井 和則君

一谷勇一郎君

本村 伸子君

予算委員

榊 万里君

一谷勇一郎君

本村 伸子君

上川 陽子君

国定 勇人君

小森 卓郎君

宮崎 政久君

山下 貴司君

山井 和則君

大石あきこ君

補欠

大串 正樹君

秋本 真利君

大串 正樹君

秋本 真利君

予算委員

辞任

亀岡 偉民君

土屋 品子君

前原 誠司君

大石あきこ君

谷川 とむ君

三ッ林裕巳君

齋藤アレックス君

たがや 亮君

補欠

大石あきこ君

予算委員

辞任

青山 周平君

石破 茂君

大石あきこ君

浅川 義治君

塩川 鉄也君

石原 宏高君

伊東 良孝君

山田 賢司君

金子 俊平君

和田 義明君

中谷 一馬君

榊 万里君

補欠

大串 正樹君

秋本 真利君

予算委員

辞任

亀岡 偉民君

土屋 品子君

前原 誠司君

大石あきこ君

谷川 とむ君

三ッ林裕巳君

齋藤アレックス君

たがや 亮君

補欠

大石あきこ君

予算委員

辞任

青山 周平君

大石あきこ君

浅川 義治君

塩川 鉄也君

石原 宏高君

伊東 良孝君

山田 賢司君

金子 俊平君

和田 義明君

中谷 一馬君

榊 万里君

補欠

大串 正樹君

秋本 真利君

予算委員

辞任

亀岡 偉民君

土屋 品子君

前原 誠司君

大石あきこ君

谷川 とむ君

三ッ林裕巳君

齋藤アレックス君

たがや 亮君

補欠

大石あきこ君

予算委員

辞任

青山 周平君

木原 稔君	宮崎 政久君
北村 誠吾君	石原 宏高君
後藤田正純君	井野 俊郎君
中谷 真一君	西田 昭二君
山本 有二郎君	杉田 水脈君
鷺尾英一郎君	三ツ林裕巳君
石川 香織君	泉 健太君
落合 貴之君	梅谷 守君
道下 大樹君	荒井 優君
伊佐 進一君	竹内 譲君
大石あきこ君	たがや 亮君
石原 宏高君	藤丸 敏君
小野寺五典君	平沼正二郎君
新谷 正義君	山下 貴司君
杉田 水脈君	長坂 康正君
西田 昭二君	小倉 將信君
三ツ林裕巳君	高木 宏壽君
梅谷 守君	本庄 知史君
小倉 將信君	神田 潤一君
長坂 康正君	井林 辰憲君
平沼正二郎君	国光あやの君
藤丸 敏君	鈴木 淳司君
本庄 知史君	渡辺 創君
井林 辰憲君	國場幸之助君
國場幸之助君	八木 哲也君
井野 俊郎君	後藤田正純君
神田 潤一君	中谷 真一君
工藤 彰三君	岩屋 毅君
国光あやの君	青山 周平君
鈴木 淳司君	北村 誠吾君
田所 嘉徳君	石破 茂君
高木 宏壽君	鷺尾英一郎君
古川 康君	今村 雅弘君

宮崎 政久君 木原 稔君
八木 哲也君 山本 有二郎君
山下 貴司君 加藤 勝信君
荒井 優君 道下 大樹君
泉 健太君 石川 香織君
渡辺 創君 落合 貴之君
竹内 譲君 伊佐 進一君
たがや 亮君 大石あきこ君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)
一、昨二十六日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法審査会委員

辞任 補欠

井出 庸生君 山本 左近君
伊藤信太郎君 土田 慎君
伊藤 達也君 三谷 英弘君
西村 康稔君 石井 拓君
石井 拓君 西村 康稔君
土田 慎君 伊藤信太郎君
三谷 英弘君 伊藤 達也君
山本 左近君 井出 庸生君

(議案提出)

一、去る二十五日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案(内閣委員長提出)
一、去る二十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

令和四年度一般会計補正予算(第1号)
令和四年度特別会計補正予算(特第1号)
令和四年度特別会計補正予算(特第1号)

(議案受領)

一、去る二十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
政治資金規正法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
令和四年度一般会計補正予算(第1号)
令和四年度特別会計補正予算(特第1号)

(議案送付)

一、去る二十五日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
労働者協同組合法等の一部を改正する法律案
令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案

一、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案

一、昨二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案(内閣委員長提出)

(議案通知書受領)

一、去る二十五日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
国立国会図書館法等の一部を改正する法律案

一、去る二十五日、参議院から、本院の送付した

次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

現行憲法のもとで国会のオンライン出席は例外的に認められるとする衆議院憲法審査会の報告書を踏まえて自治体議会の本会議においてオンラインによる出席が認められるかどうかに関する質問主意書(櫻井周君提出)
地方公共団体の議会の本会議において議会の審議に必要な説明をすることがないのに普通地方公共団体の長等が議場に出席することに關する質問主意書(櫻井周君提出)

一、昨二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案に関する質問主意書(神津たけし君提出)

令和四年度一般会計補正予算(第1号)

国会に提出する。

令和四年五月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

令和4年度一般会計補正予算
予算総則 正

第1条 既定の令和4年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「[甲号歳入歳出予算補正]」に掲げるとおりとする。

区分	令和4年度成立予算額(千円)	補正額			改令和4年度予算額(千円)
		追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
歳入	107,596,424,558	2,700,917,255		2,700,917,255	110,297,341,813
歳出	107,596,424,558	2,700,917,255		2,700,917,255	110,297,341,813

第2条 [財政法]第28条の規定により、「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」及び「国債・借入金現在高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添付する。

甲号歳入歳出予算補正

歳入

主管	部	款	項	補正額		
				追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)
財務省	公債金	公債金	特例公債金	2,700,917,255 2,700,917,255 2,700,917,255		0 0 2,700,917,255 2,700,917,255 2,700,917,255

歳出

所管	組織	項目	補正額		
			追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)
財務省	財務省	国債費 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費	6,994,393 1,120,000,000	0 0	6,994,393 1,120,000,000
経済産業省	資源エネルギー庁	燃料安定供給対策費 地域公共交通維持・活性化推進費	400,000,000 1,526,994,393 1,165,502,753 8,420,109	0 0 0 0	400,000,000 1,526,994,393 1,165,502,753 8,420,109

第3条 令和4年度一般会計予算総則第6条第2項に定める「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第3条第1項の規定により令和4年度において公債を発行することができる限度額「30,675,000,000千円」を「33,375,917,255千円」に改める。

第4条 令和4年度一般会計予算総則第16条の見出し中「新型コロナウイルス感染症対策予備費」を「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」に改め、同条中「新型コロナウイルス感染症対策予備費」は、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止策に要する経費その他の同感染症に係る緊急を要する経費又は原油価格・物価高騰に伴うエネルギー、原材料、食料等の安定供給対策に要する経費その他の原油価格・物価高騰対策に係る緊急を要する経費」に改める。

令和四年度一般会計補正予算(第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において令和四年四月二十六日に決定された「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を踏まえ、歳出面において、今後の災害、新型コロナウイルス感染症の再拡大や原油価格・物価の更なる高騰等による予期せぬ財政需要に迅速に対応し、国民の安心を確保するため、原油価格高騰対策として必要な経費及び今後への備えとして必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、公債金の増額を行うことにより所要の補正措置を講ずるものである。

本補正の結果、令和四年度一般会計歳入歳出予算は、次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

四捨五入

歳入

当初

一〇七、五九六、四二五百万円

補正

二、七〇〇、九一七百万円

計

一一〇、二九七、三四二百万円

歳出

当初

一〇七、五九六、四二五百万円

補正

二、七〇〇、九一七百万円

計

一一〇、二九七、三四二百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

歳入

特例公債金

二、七〇〇、九一七百万円

計

二、七〇〇、九一七百万円

歳出

1

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」関係経費

二、六九三、九三三百万円

(一) 原油価格高騰対策

一、一七三、九三三百万円

(二) 今後への備え

一、五二〇、〇〇〇百万円

(1) 予備費

四〇〇、〇〇〇百万円

(2) 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費

2 国債整理基金特別会計へ繰入

一、一二〇、〇〇〇百万円

計

六、九九四百万円

二

二、七〇〇、九一七百万円

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、れいわ新選組から、「令和四年度一般会計補正予算(第1号)及び令和四年度特別会計補正予算(特第1号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、否決された。

右報告する。

令和四年五月二十七日

予算委員長 根本 匠

衆議院議長 細田 博之殿

令和四年度特別会計補正予算(特第1号)

右

国会に提出する。

令和四年五月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

令和四年度特別会計補正予算

予 算 総 則 補 正

第1条 国債整理基金特別会計の令和四年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるのとおりとする。

第2条 「特別会計に関する法律」第5条第2項の規定により、国債整理基金特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」は、別に添付する。

甲号 歳入歳出予算補正

所 管	特 別 会 計	款	項	補 正 額		
				追 加	修 正 減 少	差 引
財 務 省	国 債 整 理 基 金	入	他 会 計 より 受 入	6,994,393	0	6,994,393
			也 会 計 より 受 入	6,994,393	0	6,994,393
	歳 出		国 債 整 理 支 出	6,994,393	0	6,994,393

令和四年年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正に関連して、国債整理基金特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

国債整理基金特別会計

	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
当初	二四五、七九一、四八三	二四五、七九一、四八三
補正	六、九九四	六、九九四
計	二四五、七九八、四七七	二四五、七九八、四七七

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、れいわ新選組から、「令和四年年度一般会計補正予算(第1号)及び令和四年年度特別会計補正予算(特第1号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出されたが、否決された。

右報告する。

令和四年五月二十七日

衆議院議長 細田 博之殿

予算委員長 根本 匠

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特別等に関する法律案
右の議案を提出する。

令和四年五月二十五日

提出者

内閣委員長 上野賢一郎

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特別等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 出演契約等に関する特則
- 第一節 締結に関する特則(第四条―第六条)
- 第二節 履行等に関する特則(第七条―第九条)
- 第三節 無効、取消し及び解除等に関する特則(第十条―第十四条)
- 第四節 差止請求権(第十五条)
- 第三章 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例(第十六条)
- 第四章 相談体制の整備等(第十七条―第十九条)

第五章 罰則(第二十條―第二十二條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、性行為映像制作物の制作公表により出演者の心身及び私生活に将来にわたって取り返しの付かない重大な被害が生ずるおそれがあり、また、現に生じていることに鑑み、性行為映像制作物への出演に係る被害の発生及び拡大の防止を図り、並びにその被害を受けた出演者の救済に資するために徹底した対策を講ずることが出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護するために不可欠であるとの認識の下に、性行為の強制の禁止並びに他の法令による契約の無効及び性行為その他の行為の禁止又は制限をいさかも変更するものではないとのこの法律の実施及び解釈の基本原則を明らかにした上で、出演契約の締結及び履行等に当たつての制作公表者の義務、出演契約の効力の制限及び解除並びに差止請求権の創設等の厳格な規制を定める特則並びに特定電気通信業務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)の特則を定めるとともに、出演者等のための相談体制の整備等について定め、もって出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「性行為」とは、性交若

しくは性交類似行為又は他人が人の露出された性器等(性器又は肛門をいう。以下この項において同じ。)を触る行為若しくは人が自己若しくは他人の露出された性器等を触る行為をいう。

2 この法律において「性行為映像制作物」とは、性行為に係る人の姿態を撮影した映像並びにこれに関連する映像及び音声によって構成され、社会通念上一体の内容を有するものとして制作された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)又はこれに係る記録媒体であつて、その全体として専ら性欲を興奮させ又は刺激するものをいう。

3 この法律において「性行為映像制作物への出演」とは、性行為映像制作物において性行為に係る姿態の撮影の対象となることをいう。

4 この法律において「出演者」とは、性行為映像制作物への出演をし、又はしようとする者をいう。

5 この法律において「制作公表」とは、撮影、編集、流通、公表(頒布、公衆送信(公衆特定かつ多数の者を含む。)によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことをいう。)又は上映をいう。以下同じ。等(これらの行為に関するあつせんを含む。)の一連の過程の全部又は一部を行うことをいう。

6 この法律において「出演契約」とは、出演者が、性行為映像制作物への出演をして、その性行為映像制作物の制作公表を行うことを承諾することを内容とする契約をいう。

7 この法律において「制作公表者」とは、性行為映像制作物の制作公表を行う者として、出演者との間で出演契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。

8 この法律において「制作公表従事者」とは、制作公表者以外の者であつて、制作公表者との間の雇用、請負、委任その他の契約に基づき性行為映像制作物の制作公表に従事する者をいう。

(実施及び解釈の基本原則)

第三條 制作公表者及び制作公表従事者は、その行う性行為映像制作物の制作公表により出演者の心身及び私生活に将来にわたって取り返しの付かない重大な被害が生ずるおそれがあり、また、現に生じていることを深く自覚して、出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護し、もつてその性をめぐる個人の尊厳が重んぜられるようにしなければならない。

2 制作公表者及び制作公表従事者は、性行為映像制作物に係る撮影に当たつては、出演者に対して性行為を強制してはならない。

3 この法律のいかなる規定も、公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為を無効とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第九十条の規定その他の法令の規定により無効とされる契約を有効とするものと解釈してはならない。

4 制作公表者及び制作公表従事者は、性行為映像制作物の制作公表に当たつては、この法律により刑法(明治四十年法律第四十五号)、売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)その他の法令において禁止され又は制限されている性行為その他の行為を行うことができることとなるものではないことに留意するとともに、出演者の権利及び自由を侵害することがないようにしなければならない。

第二章 出演契約等に関する特則

第一節 締結に関する特則

(出演契約)

第四條 出演契約は、性行為映像制作物ごとに締結しなければならない。

2 出演契約は、書面又は電磁的記録でしなければならない。

3 前項の出演契約に係る書面又は電磁的記録(以下「出演契約書等」という。)には、制作公表者及び出演者の氏名又は名称その他制作公表者及び出演者を特定するために必要な事項並びに当該出演契約の締結の日時及び場所のほか、次に掲げる事項(当該制作公表者に係る部分に関する事項に限る。)を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 当該出演者が性行為映像制作物への出演をする。
- 二 当該出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影を予定する日時及び場所
- 三 前号の撮影の対象となる当該出演者の性行為に係る姿態の具体的内容

令和四年五月二十七日 衆議院會議録第三十号

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案

四 前号の性行為に係る姿態の相手方を特定するために必要な事項 五 当該性行為映像制作物の公表の具体的方法及び期間 六 当該性行為映像制作物の公表を行う者が制作公表者以外の者であるときは、その旨及び当該公表を行う者の氏名又は名称その他当該公表を行う者を特定するために必要な事項 七 当該出演者が受けるべき報酬の額及び支払の時期 八 その他内閣府令で定める事項 (出演契約に係る説明義務) 第五条 制作公表者は、出演者との間で出演契約を締結しようとするときは、あらかじめ、その出演者に対し、前条第三項に規定する事項(同項各号に掲げる事項については、当該制作公表者に係る部分に関する事項に限る。次条及び第二十一条第二号において「出演契約事項」という。)について出演契約書等の案を示して説明するとともに、次に掲げる事項についてこれらの事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録(以下「説明書面等」という。)を交付し又は提供して説明しなければならない。 一 第七条から第十六条までに規定する事項 二 第十一条の取消権については追認をすることができる時から、第十二条第一項の解除権については出演者が当該解除権を行使することとができることを知った時から、それぞれ、時効によって消滅するまで、五年間行使することができること。	三 撮影された映像により出演者が特定される可能性があること。 四 第十七条第一項の規定により国が整備した体制における同項に規定する相談に応じる機関(同条第二項の規定により都道府県が整備した体制における当該相談に応じる機関があるときは、当該機関を含む。)の名称及び連絡先 五 その他内閣府令で定める事項 2 制作公表者は、前項の規定による説明を行うに当たっては、出演者がその内容を容易かつ正確に理解することができるよう、丁寧に、かつ、分かりやすく、これを行わなければならない。 3 制作公表者以外の者は、出演契約の内容又は第一項各号に掲げる事項に関し、出演者を誤認させるような説明その他の行為をしてはならない。 (出演契約書等の交付等義務) 第六条 制作公表者は、出演者との間で出演契約を締結したときは、速やかに、当該出演者に対し、出演契約事項が記載され又は記録された出演契約書等を交付し、又は提供しなければならない。 第二節 履行等に関する特則 (性行為映像制作物の撮影) 第七条 出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影は、当該出演者が出演契約書等の交付若しくは提供を受けた日又は説明書面等の交付若しくは提供を受けた日のいずれか遅い日から一月を経過した後でなければ、行つてはならない。	2 出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影において、出演者は、出演契約において定められている性行為に係る姿態の撮影であつても、その全部又は一部を拒絶することができる。これによつて制作公表者又は第三者に損害が生じたときであつても、当該出演者は、その賠償の責任を負わない。 3 出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影に当たっては、出演者の健康の保護(生殖機能の保護を含む。)その他の安全及び衛生並びに出演者が性行為に係る姿態の撮影を拒絶することとができるようにすることその他その債務の履行の任意性が確保されるよう、特に配慮して必要な措置を講じなければならない。 4 いかなる名称によるかを問わず、出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影に密接に関連する出演者の撮影(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成二十六年法律第二百二十六号)第二条第一項各号のいずれかに掲げる人の姿態の撮影に限る。)は、出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影とみなして前三項の規定を適用する。この場合において、前二項中「性行為に係る姿態」とあるのは、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第二条第一項各号のいずれかに掲げる人の姿態」とする。 (撮影された映像の確認) 第八条 制作公表者は、性行為映像制作物の公表	が行われるまでの間に、出演者に対し、出演契約に基づいて撮影された映像のうち当該出演者の性行為映像制作物への出演に係る映像であつて公表を行うもの(当該制作公表者が当該公表に関する権原を有するものに限り。)を確認する機会を与えなければならない。 (性行為映像制作物の公表の制限) 第九条 性行為映像制作物の公表は、当該性行為映像制作物に係る全ての撮影が終了した日から四月を経過した後でなければ、行つてはならない。 第三節 無効、取消し及び解除等に関する特則 (出演契約等の条項の無効) 第十条 性行為映像制作物を特定しないで、出演者に契約の相手方その他の者が指定する性行為映像制作物への出演をする義務を課す契約の条項は、無効とする。 2 次に掲げる出演契約の条項は、無効とする。 一 出演者の債務不履行について損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項 二 制作公表者の債務不履行により出演者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を免除し、又は制作公表者にその責任の有無若しくは限度を決定する権限を付与する条項 三 制作公表者の債務の履行に際してされたその制作公表者の不法行為により出演者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を免除し、又は制作公表者にその責任の有無若しくは限度を決定する権限を付与する条項
---	--	---	--

四 出演者の権利を制限し又はその義務を加重する条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して出演者の利益を一方的に害するものと認められるもの

(出演契約の取消し)

第十一条 制作公表者が第五条第一項又は第六条の規定に違反したときは、出演者は、その出演者の性行為映像制作物への出演に係る出演契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる。制作公表従事者が第五条第三項の規定に違反したときも、同様とする。

(出演契約の法定義務違反による解除)

第十二条 次に掲げるときは、出演者は、民法第五百四十一条の催告をすることなく、直ちにその出演者の性行為映像制作物への出演に係る出演契約の解除をすることができる。

一 第七条第一項又は第三項の規定に違反して、その出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影(同条第四項の規定により出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影とみなされる撮影を含む。)が行われたとき。

二 第八条の規定に違反して、その出演者に対し、撮影された映像のうち当該出演者の性行為映像制作物への出演に係る映像であつて公表を行うものを確認する機会を与えることなく、性行為映像制作物の公表が行われたとき。

三 第九条の規定に違反して、同条の期間を経過する前に性行為映像制作物の公表が行われたとき。

2. 前項の解除があつた場合においては、制作公表者は、当該解除に伴う損害賠償を請求することができない。

(出演契約の任意解除等)

第十三条 出演者は、任意に、書面又は電磁的記録により、その出演者の性行為映像制作物への出演に係る出演契約の申込みの撤回又は当該出演契約の解除(以下この条において「出演契約の任意解除等」という。)をすることができる。ただし、当該出演者に係る性行為映像制作物の公表が行われた日から一年を経過したとき(出演者が、制作公表者若しくは制作公表従事者が第五項の規定に違反して出演契約の任意解除等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによりその告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は制作公表者若しくは制作公表従事者が第六項の規定に違反して威迫したことににより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでにその出演契約の任意解除等をしなかつた場合には、当該出演者が、当該制作公表者又は制作公表従事者が内閣府令で定めるところによりその出演契約の任意解除等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から一年を経過したとき)は、この限りでない。

第十四条 出演契約が解除されたときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。

第四節 差止請求権

第十五条 出演者は、出演契約に基づくことなく性行為映像制作物の制作公表が行われたとき又は出演契約の取消し若しくは解除をしたときは、当該性行為映像制作物の制作公表を行い又は行うおそれがある者に対し、当該制作公表の停止又は予防を請求することができる。

2 出演者は、前項の規定による請求をするに際し、その制作公表の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

3 制作公表者は、出演者が第一項の規定による請求をしようとするときは、当該出演者に対し、その性行為個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するため性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案

4 前三項の規定に反する特約で出演者に不利なものは、無効とする。

5 制作公表者及び制作公表従事者は、出演契約の任意解除等を妨げるため、出演者に対し、出演契約の任意解除等に関する事項(第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)その他その出演契約に関する事項であつて出演者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

6 制作公表者及び制作公表従事者は、出演契約の任意解除等を妨げるため、出演者を威迫して困惑させてはならない。

(解除の効果)

第十四条 出演契約が解除されたときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。

第四節 差止請求権

第十五条 出演者は、出演契約に基づくことなく性行為映像制作物の制作公表が行われたとき又は出演契約の取消し若しくは解除をしたときは、当該性行為映像制作物の制作公表を行い又は行うおそれがある者に対し、当該制作公表の停止又は予防を請求することができる。

2 出演者は、前項の規定による請求をするに際し、その制作公表の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

3 制作公表者は、出演者が第一項の規定による請求をしようとするときは、当該出演者に対し、その性行為個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するため性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案

し、その性行為映像制作物の制作公表を行い又は行うおそれがある者に関する情報の提供、当該者に対する制作公表の停止又は予防に関する通知その他必要な協力を行わなければならない。

第三章 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例

示に関する法律の特例

第十六条 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第三条第二項及び第四条(第一号に係る部分に限る。)並びに私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第四条の場合のほか、特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条第三号の特定電気通信役務提供者をいう。第一号及び第二号において同じ。)は、特定電気通信(同法第二条第一号の特定電気通信をいう。第一号において同じ。)による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者(同法第二条第四号の発信者をいう。第二号及び第三号において同じ。)に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 特定電気通信による情報であつて性行為映像制作物に係るものの流通によつて自己の権

令和四年五月二十七日 衆議院會議録第三十号

利を侵害されたとする者(当該性行為映像制作物の出演者に限る。)から、当該権利を侵害したとする情報(以下この号及び次号において「性行為映像制作物侵害情報」という。)、当該権利が侵害された旨、当該権利が侵害されたとする理由及び当該性行為映像制作物侵害情報が性行為映像制作物に係るものである旨(同号において「性行為映像制作物侵害情報等」という。))を示して当該特定電気通信役務提供者に対し性行為映像制作物侵害情報の送信を防止する措置(同号及び第三号において「性行為映像制作物侵害情報送信防止措置」という。))を講ずるよう申出があつたとき。

二 当該特定電気通信役務提供者が、当該性行為映像制作物侵害情報の発信者に対し当該性行為映像制作物侵害情報等を示して当該性行為映像制作物侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会したとき。

三 当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該性行為映像制作物侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかつたとき。

第四章 相談体制の整備等

(相談体制の整備)

第十七条 国は、性行為映像制作物への出演に係る勧誘、出演契約等の締結及びその履行等、性行為映像制作物の制作公表の各段階において、出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護し、もつてその性をめぐる個人の尊厳が

性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案

重んぜられるようにする観点から、性行為映像制作物への出演に係る被害の発生及び拡大の防止を図り、並びにその被害を受けた出演者の救済に資するとともに、その被害の背景にある貧困、性犯罪及び性暴力等の問題の根本的な解決に資するよう、出演者その他の者からの相談に応じ、その心身の状態及び生活の状況その他の事情を勘案して適切に対応するために必要な体制を整備するものとする。

2 都道府県は、その地域の実情を踏まえつつ、前項の国の体制の整備に準じた体制の整備をするよう努めるものとする。

(その他の支援措置等)

第十八条 国及び地方公共団体は、前条に定めるもののほか、性行為映像制作物への出演に係る被害の背景にある貧困、性犯罪及び性暴力等の問題の根本的な解決に資するよう、社会福祉に関する施策、性犯罪及び性暴力の被害者への支援に関する施策その他の関連する施策との連携を図りつつ、出演者その他の者への支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発)

第十九条 国及び地方公共団体は、性行為映像制作物への出演に係る被害が一度発生した場合においてはその被害の回復を図ることが著しく困難となることに鑑み、学校をはじめ、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、性行為映像制作物への出演に係る被害の発生を未然に防止するために必要な事項に関する国民の十分な

理解と関心を深めるために必要な教育活動及び啓発活動の充実を図るものとする。

第五章 罰則

第二十条 第十三条第五項又は第六項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条第一項の規定に違反して、説明書面等を交付せず若しくは提供せず、又は同項各号に掲げる事項が記載され若しくは記録されていらない説明書面等若しくは虚偽の記載若しくは記録のある説明書面等を交付し若しくは提供したとき。

二 第六条の規定に違反して、出演契約書等を交付せず若しくは提供せず、又は出演契約事項が記載され若しくは記録されていない出演契約書等若しくは虚偽の記載若しくは記録のある出演契約書等を交付し若しくは提供したとき。

第二十二条 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十条 一億円以下の罰金刑

二 前条 同条の罰金刑

2 人格のない社団又は財団については前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第五章の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二章(第十条第一項及び第四節を除く。)の規定は、この法律の施行前に締結された出演契約並びにこれに基づく出演者の性行為映像制作物への出演に係る撮影、その撮影された映像の確認及びその性行為映像制作物の公表については、適用しない。

2 第十条第一項の規定は、この法律の施行前に締結された契約については、適用しない。

第三条 この法律の施行の日から起算して二年を経過する日(次項において「二年経過日」という。))までの間にされた出演契約の出演者からの申込み若しくはその申込みに係る出演契約又はその間に締結された出演契約についての第十三条第一項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「二年」とする。

2 二年経過日の翌日から起算して一年を経過す

る日までの間にされた出演契約の出演者からの申込み若しくはその申込みに係る出演契約又はその間に締結された出演契約(前項の規定の適用があるものを除く。)についての第十三条第一項の規定の適用については、同項中「経過した」とあるのは、「経過し、かつ、この法律の施行の日から起算して四年六月を経過した」とする。 3 前二項の規定の適用がある場合における第五条第一項第一号に係る部分に限る。の規定の適用については、同号中「事項」とあるのは、「事項(附則第三条第一項又は第二項の規定により読み替えられた第十三条第一項に規定する事項を含む。)」とする。 (検討) 第四条 この法律の規定については、この法律の施行後二年以内に、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。 2 前項の検討に当たっては、性行為映像制作物の公表期間の制限及び無効とする出演契約等の条項の範囲その他の出演契約等に関する特則の在り方についても、検討を行うようにするものとする。 (調整規定) 第五条 この法律の施行の日から特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第二十七号)の施行の日の前日までの間における第十六条の規定の適用については、同条中「及び第四条」とあるのは、「及び第	三条の二」とする。 (刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正) 第六条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第 号)の一部を次のように改正する。 第八十条に次の一号を加える。 十七 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(令和四年法律第 号)第二十條及び第二十一條 理由 性行為映像制作物の制作公表により出演者の心身及び私生活に将来にわたって取り返しの付かない重大な被害が生ずるおそれがあり、また、現に生じていることに鑑み、性行為映像制作物への出演に係る被害の発生及び拡大の防止を図り、並びにその被害を受けた出演者の救済に資するために徹底した対策を講ずることが出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護するために不可欠であるとの認識の下に、出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するため、性行為の強制の禁止並びに他の法令による契約の無効及び性行為その他の行為の禁止又は制限をいささかも変更するものではないとのこの法律の実施及び解釈の基本原則を明らかにした上で、出演	契約の締結及び履行等に当たつての制作公表者等の義務、出演契約の効力の制限及び解除並びに差止請求権の創設等の厳格な規制を定める特則並びに特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特則を定めるとともに、出演者等のための相談体制の整備等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律案
--	---	--	---

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五-八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本体	本号一部
一一〇円	一二二円